

○厚生労働省告示第二百号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

- | | | |
|-------|-------------------|---|
| (238) | 第八号中
クリゾチニブ | (538)を
(539)とし、
(238)から
(537)までを
(239)から
(538)までとし、
(237)の次に次のように加える。 |
| (541) | 第八号中
ドルナーゼアルファ | (612)を
(614)とし、
(540)から
(611)までを
(542)から
(613)までとし、
(539)を
(540)とし、その次に次のように加える。 |
| (616) | 第八号中
ビキサロマー | (790)を
(793)とし、
(614)から
(789)までを
(617)から
(792)までとし、
(613)を
(615)とし、その次に次のように加える。 |
| (795) | 第八号中
ミグルスタット | (927)を
(931)とし、
(792)から
(926)までを
(796)から
(930)までとし、
(791)を
(794)とし、その次に次のように加える。 |